

甲府市農業委員会 1 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 1 月 3 0 日 (火曜日) 午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分

2. 会 場 ベルクラシック甲府

3. 出席委員 (17 名)

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 3 番 土屋 三千雄 4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次 6 番 芦沢 喜嗣 8 番 越石 和昭 9 番 亀井 智
10 番 關野 登 11 番 佐々木 茂隆 13 番 渡邊 元二 14 番 野澤 洋子
15 番 長田 正実 16 番 菊島 建

【農地利用最適化推進委員】

1 番 山本 俊一 2 番 二宮 茂徳 3 番 若尾 忠昭 4 番 石橋 晴夫
5 番 中澤 千尋 6 番 萩原 滋 8 番 小林 正人 9 番 鷹野 一郎
10 番 大森 由彦 12 番 萩原 哲也 13 番 向山 茂美 14 番 後藤 良仁
15 番 米山 英樹 16 番 飯寄 忠芳 17 番 長田 通夫 18 番 志田 健

4. 欠席委員

【農業委員】(2 名)

7 番 小松 芳彦、12 番 西名 武洋

【農地利用最適化推進委員】(2 名)

7 番 杉原 正芳、11 番 佐野 満

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 中村 勝
主 任 内藤 ひとみ
振興係 係 長 牧野 公治
主 任 田中 道仁
主 任 平山 あす香

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 令和 6 年 2 月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第 5 号 令和 6 年 2 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
議案第 7 号 令和 6 年度農作業臨時雇賃金等標準額について

報告案件

- 報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 5 号 競・公売適格証明願いについて（市街化区域届出）
報告第 6 号 農用地利用集積計画の解約について
報告第 7 号 甲府市賃借料情報について

午後 3 時 30 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 6 年 1 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 17 名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 1 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、1 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、11 番の佐々木茂隆委員と、13 番の渡邊元二委員の 2 名をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（柿嶋会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第 3 条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま売買などにより、所有権を移転するものであります。

今日は、2 件ございます。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO. 1、NO. 2 をご覧ください。

地図は、向かって右側の NO. 1 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は宅地及び農地、西面、北面は農地、南面は水路となっております。

譲受け人は、申請地の〇〇に居住しており、現在、〇〇で〇〇が所有する農地で耕作しておりますが、今回、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は今見ていただいております、向かって左側の NO. 2 が、本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面は農地、南面は水路、北面は一級河川となっております。

譲受け人は、先ほどの議案書 1 番の方の〇〇であり、申請地と同じ〇〇に居住し、近隣の農地で耕作しておりますが、今回、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画であります。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可

書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。
事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法 4 条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。

今月は 1 件ございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は、2 ページの 4 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は店舗、西面、北面は農地、南面は宅地となっており、農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。

このたび、〇〇に隣接する〇〇している方から、〇〇になり、〇〇を依頼されたため、申請地を〇〇として転用し、〇〇に貸したいとのことであります。

転用後は、〇〇にする計画であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。
事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第 5 条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月は、所有権移転が 4 件、賃貸借が 2 件の合計 6 件であります。

議案書 3 ページの 1 番と 2 番は、関連案件になります。

地図は、3 ページの 5 条 NO. 1、NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は宿泊施設、西面は甲府市道、北面は山林となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

譲受け人は、昨年〇〇月に、申請地に〇〇を購入し、同時に〇〇として利用していた申請地を購入しようとしたところ、申請地が、〇〇である〇〇に所有権移転登記が〇〇となっていたため、今回、〇〇により農地転用申請をするものであります。

転用許可後は、引き続き、〇〇として利用したいとのことであります。

続きまして、議案書 3 番、地図は、4 ページの 5 条 NO. 3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は農地、西面、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

借り人は、〇〇で、〇〇し、〇〇に登録がある業者であります。現在、使用している〇〇を、〇〇として一部提供するため、〇〇となってしまうことから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇などの〇〇を置く予定であります。

なお、敷地は土砂や碎石で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書 4 ページ 4 番と 5 番は関連案件になります。

地図は、5 ページの 5 条 NO. 4、NO. 5 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は農地、西面、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇であります。

なお、雨水、及び汚水は、申請地北側の甲府市道に設置してあります、雨水は水路へ、また、汚水は公共下水道管へ接続いたします。

続きまして、議案書 6 番、地図は、6 ページの 5 条 NO. 6 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、南面は宅地、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断いたしました。

譲受け人は、隣接する地域で、〇〇しておりますが、〇〇に伴い、現在の〇〇だけでは〇〇となり、新たに用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

なお、〇〇は土砂や碎石で敷き均し、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書 5 ページの 7 番と 8 番は関連案件になります。

地図は、7 ページの 5 条 NO. 7、NO. 8、NO. 9、NO. 10 をご覧ください。

地図は、向かって右側の 5 条 NO. 7、NO. 8 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は甲府市道、西面、南面は農地となっており、農地区分は、第 1 種農地不許可の例外と判断いたしました。

譲受け人は、隣接する地域で、〇〇しておりますが、現在の〇〇が〇〇となり、新たに用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇を置く予定であります。

なお、敷地は碎石等で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書 9 番と、6 ページの 10 番は関連案件になります。

地図は、今見ていただいております、向かって左側の 5 条 NO. 9、NO. 10 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地、西面、北面は甲府市道、南面は宅地となっており、農地区分は、第 1 種農地不許可の例外と判断いたしました。

借り人は、隣接する地域で、〇〇しており、〇〇に登録がある業者であります。現在の〇〇が〇〇となり、新たに用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇を置く予定であります。

なお、敷地は碎石等で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。

この議案のうち、1,000 m²以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は 1,000 m²未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 7 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

8 ページから 19 ページまでは、11 月 16 日から 1 月 15 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における 農地法第 4 条、及び 5 条の届出、また競・公売適格証明願について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号令和 6 年 2 月告示分農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 6 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 12 件、再設定 12 件、計 24 件の申し出があり

ました。

議案書 20 ページの表は、新規設定です。

山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 11,503 m²です。

中段の表は、令和 5 年度の目標面積 119,200 m²に対し、設定面積は 127,728 m²、達成率は 107%です。

続いて 21 ページの表は、再設定です。

相川・甲運・玉諸・山城・大鎌田・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 21,653.4 m²です。

中段の表、令和 5 年度の目標面積 396,600 m²に対し、設定面積は 269,825 m²、達成率は 68%です。

22 ページ 1 番から 25 ページ 12 番は新規設定です。

26 ページ 13 番から 31 ページ 24 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、甲府市に新規参入する法人の案件を読み上げさせていただきます。

23 ページ 5 番と 6 番をご覧ください。

借り手は、令和〇〇年〇〇月に設立した法人で、主に〇〇を行っており、〇〇で〇〇a 農地を借りて耕作しています。農業以外の事業としては、〇〇を行っております。

当該農地では〇〇として利用する予定です。農業用施設への転用の届出はこれから行います。

法人収入の過半数が農業収入であり、総議決権及び構成員の過半数が農業に年間 150 日以上従事している農地所有適格法人であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 32 ページをご覧ください。

今月は 1 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

新規の利用権設定の案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の 5 番と 6 番の案件について、上曾根地区 芦沢委員から補足説明をお願いします。

○上曾根地区（芦沢委員）

この地域については、所有者は〇〇ということと、あとは〇〇けれども農業はやらないということで農地を貸したいという話がありました。農地については条件の良

いところですので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第4号の案件について、決定して参ります。また、報告第6号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思ひます。

つぎに、議案第5号 令和6年2月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、議案第6号農用地利用集積等促進計画（案）の作成については一括して審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書33ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、一度、農地を農地中間管理機構が借り受け、その農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。農業経営基盤強化促進法の改正により、令和5年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。農用地利用集積計画については2年間の経過措置期間があるため、貸し手から農地中間管理機構への貸付は農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなっています。

議案第5号で貸し手から農地中間管理機構への農用地利用集積計画、議案第6号で農地中間管理機構から担い手への農用地利用集積等促進計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書34ページをご覧ください。里垣地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が1件あり、面積は2,058.87㎡です。

議案書34ページ1番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、

議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 35 ページ 1 番をご覧ください。農地中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ転貸される予定です。

借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 5 号及び第 6 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号及び第 6 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 5 号及び第 6 号について決定して参ります。

つぎに、議案第 7 号令和 6 年度農作業臨時雇い賃金等標準額について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

議案第 7 号令和 6 年度農作業臨時雇賃金等標準額について、付議をさせていただきます。

毎年、雇賃金の額について見直しを行っております。ただし、基本的には、農林水産省や農業会議所からも具体的な指針は示されておらず、農業委員会が決めております。

今年度、付議をさせていただくにあたり、物価上昇率や賃金上昇率を加味することが適切であるとの判断には至りませんでした。

額を算出するにあたり、「雇う立場」「雇われる立場」で考えました。金額が上昇した場合には、それぞれ、「コストの負担」「利益の向上」という側面があり、判断が難しいため、令和 5 年度と同額とさせていただきました。

ただし、「ブドウの棚補修」だけは、〇〇もあり、1,000 円上昇の 17,000 円とさせていただきました。

なお、この内容は、甲府市ホームページ及び 3 月発刊予定の農業委員会だよりでも掲載させていただきます。

以上となります。

○議長（柿嶋会長）

事務局から 説明が終わりました。

議案第 7 号は、例年通り事務局が他市町などに直近の賃金を確認し標準額を出したものです。こちらについても、特にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 7 号について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 7 号は決定しました。事務局には臨時雇賃金等標準額を公表し、農業委員会だより及び、農業委員会事務局のホームページへの掲載をお願いします。

つづいて、報告第 7 号甲府市賃借料情報について、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

報告第 7 号 甲府市賃借料情報について、報告させていただきます。

こちらの内容は、令和 5 年に公告及び許可された農地の賃貸借契約における賃借料情報を集計した内容になります。

集計方法は、全国農業会議所が提示しています集計方法に基づいています。

内容は、区分毎に金額を分けて記載しております。

詳細につきましては、提示させていただいたとおりになります。

なお、この内容は、甲府市ホームページ及び 3 月発刊予定の農業委員会だよりでも掲載させていただきます。

報告は以上となります。

○議長（柿嶋会長）

事務局から 説明が終わりました。

この賃借料情報は、昨年農地銀行の貸し借りの中で平均値を求めお知らせしています。報告ではありますが、皆様から、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

特にご質問等ないようなので、報告第 7 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思っております。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特になし 》

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、1月定例総会を終了いたします。
ご苦勞様でした。

午後4時30分 閉会